



Contents

P2 フォトギャラリー

P4 トピックス

- (1) 日本年金機構の個人情報流出に伴う不正の防止についての要請
- (2) 預金口座開設の勧誘に関する注意喚起について
- (3) 「金融・資本市場活性化有識者会合意見書」の公表について
- (4) 金融庁 ワークライフバランス推進強化月間（ゆう活）の取組みについて
- (5) 車座ふるさとトーク in 群馬の開催について
- (6) N I S A口座の利用状況に関する調査結果の公表について
- (7) 「金融検査結果事例集」の公表について

P9 皆さんご注意下さい！ & 情報提供のお願い

P12 金融庁ウェブサイトの中でアクセス数の多いページ

P13 お知らせ

フォトギャラリー



財務局長会議にて挨拶する越智大臣政務官（7月30日）

平成27年7月29日（水）・30日（木）の2日間にわたり、子ども霞が関見学デー「金融庁へGO!」を開催し、29日は24名の小中学生と23名の保護者・引率者、30日は30名の小中学生と20名の保護者・引率者に参加していただきました。

当日は、暮らしや経済に関わりの深いお金の流れについて学習をしたり、大臣の椅子に座って記念撮影を行いました。続いて、越智政務官と記者会見形式で対話をし、日本の金融について研究にきているアジア金融連携センターの연구원の方々とも意見交換を行いました。いずれも、子どもたちや保護者・引率者から大変好評でした。



お金の流れについて学習



大臣の椅子で記念撮影



子ども記者会見の様様（越智政務官）



アジア金融連携センターの研究者と記念撮影

トピックス

(1) 日本年金機構の個人情報流出に伴う不正の防止についての要請

平成 27 年 6 月 1 日、日本年金機構において、保有している個人情報の一部が外部に流出したことについて、公表がありました。

これを受けて、金融庁では、6 月 4 日、本事案に関連する口座の不正利用や振り込み詐欺等の不正の防止や、様々な形態の不正行為に関する情報収集等、的確な対応を講じるよう、金融機関関係団体等に対し、要請しました。

不審な電話やメール、訪問等があった場合は、口座番号等の個人情報を話したり、現金の支払や振込等をせずに、すぐ当庁金融サービス利用者相談室や日本年金機構等にご連絡ください。

- ※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「広報報道」の中の「報道発表資料」から「[日本年金機構の個人情報流出に伴う不正の防止についての要請](#)」（平成 27 年 6 月 4 日）にアクセスしてください。

(2) 預金口座開設の勧誘に関する注意喚起について

銀行でない業者が日本に拠点のない外国の銀行の預金口座開設の勧誘・取次ぎを行うことは禁止されています。

最近、外国に実在する銀行名が記載されたパンフレット等を用い高金利預金の口座開設を勧誘する事例が見られますが、手数料や預金口座開設資金を詐取する詐欺である可能性が極めて高いと考えられますので、くれぐれもご注意ください。

預金の勧誘に関して、少しでも不審に思った場合には、当庁金融サービス利用者相談室にご相談ください。

- ※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「広報報道」の中の「報道発表資料」から「[預金口座開設の勧誘に関する注意喚起について](#)」（平成 27 年 6 月 17 日）にアクセスしてください。

(3) 「金融・資本市場活性化有識者会合意見書」の公表について

金融・資本市場活性化有識者会合は、平成 27 年 6 月 30 日、金融・資本市場の諸分野における施策の進捗を評価し、2020 年に向けての方針を改めて整理するとともに、我が国の金融・資本市場活性化のために重要であると考えられる新たな課題を含め、一層の取組を要する課題についての意見書「金融・資本市場活性化有識者会合意見書」をとりまとめました。

この意見書の主な内容は、以下のとおりです。

本意見書では、「我が国の実体経済の成長を促し、2020年に向けて東京市場を国際金融センターとして発展させるためには、高度な技術力や生産基盤を有する企業、豊富な個人資産や年金資金の存在といった我が国の強みを生かし、金融仲介機能を強化し、成長資金を円滑に供給する好循環を確立することが重要」との認識のもと、これまでの成果を持続的な好循環に結びつけるために重要な金融・資本市場の一層の改革として、特に以下のものが掲げられています。

1. 我が国のコーポレート・ガバナンス改善への動きは、形式的なものに留まらず、「攻めのガバナンス」の実現を目指すものであるということを対外的に情報発信すること。また、政策保有株式については、その保有が企業価値の向上にどのように貢献するかなど、株式保有の経済的合理性について取締役会において検証し、その結果を反映した政策保有に関する方針を株主等に説明することなどにより、アカウントビリティを果たすよう真摯な対応を求めること。なお、銀行等においては、市場の急激な変動の下でも金融仲介機能が安定的且つ適切に発揮されるよう、株価変動リスク管理の一層の強化が望まれること。
2. 我が国の資産運用業の抜本的強化に取り組むこと。このため、独立性の高いフィデューシャリー・デューティーに立脚した優れたガバナンスや報酬体系を確立すること。また、投資信託については、金融機関が顧客のニーズと利益に最適な資産運用を行うよう促すこと。
3. 銀行・金融業については、欧米でFinTechなどITベンチャーとの連携・協働等が進み、また、決済を中心に銀行・金融業務のアンバンドリング化が進行しており、各業務について、顧客のニーズや行動を分析して新顧客を獲得するなどの戦略が必要であること。また、こうした環境変化を踏まえ、シナジー・コスト削減効果を拡大し、顧客にとって最善のサービスが提供されるような、金融グループ全体の高度かつ柔軟な業務運営、ガバナンス・リスク管理機能の効率的な充実強化が図られるよう、ビジネスや法制的あり方について検討を進めるべきであること。

※ 詳しくは、和文は、金融庁ウェブサイトの「広報報道」の中の「報道発表資料」から「[金融・資本市場活性化有識者会合意見書](#)」の公表について（平成27年6月30日）、英文は、金融庁ウェブサイト（英語版）の「Past Releases」から「[The Panel for Vitalizing Financial and Capital Markets Releases the Statement for Vitalizing Financial and Capital Markets](#)」（平成27年7月21日）にアクセスしてください。

(4) 金融庁 ワークライフバランス推進強化月間(ゆう活)の取組みについて

7月・8月は、政府全体としてワークライフバランス推進強化月間（以下、「強化月間」という。）に取り組んでいます。

金融庁でも、強化月間中は『ゆう活』（ゆうやけ時間活動推進）として、以下のような取組

みを実施しています。

金融庁における『ゆう活』

- 基本的な勤務時間を1時間前倒し、8時30分～17時15分とする（但し、金融サービス利用者相談室等の窓口対応時間は変更しないほか、従来の終業時刻までは外部からの問い合わせ等に応じられる体制を確保します）。
- 早朝勤務実施者は原則として定時退庁とし、他の職員も原則として遅くとも20時までの退庁を励行する。
- 原則として16時15分以降に開始する会議等を設定しないよう努める。

また、『ゆう活』以外にも、金融庁長官から全職員に対するメッセージの発信、テレワークの推進強化（育児中職員及び幹部・管理職員による試行）、休暇（年次休暇・夏季休暇）の一層の取得促進、PDCAサイクルによる業務効率化・職場環境の改善、男性職員への育児参加の促進、ワークライフバランスを推進するための研修・セミナーの実施等に取り組めます。



※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「広報報道」の中の「報道発表資料」から「[「金融庁ワークライフバランス推進強化月間（ゆう活）の取組み」について](#)」（平成27年6月26日）にアクセスしてください。

(5) 車座ふるさとトーク in 群馬の開催について

安倍内閣では、大臣、副大臣、政務官が地域に赴き、テーマを決めて、現場の方々と少人数で車座の対話を行い、生の声をつぶさに聞いて、政策にいかすとともに、重要政策について説明する「車座ふるさとトーク」を開催しています。

金融庁においては、平成27年6月22日（月）に越智内閣府大臣政務官（金融担当）が群馬県前橋市を訪問し、「地域金融機関に期待される役割について」をテーマに、前橋市の企業経営者や教育関係者や大学生の計11名の方々と「車座ふるさとトーク」を行いました。参加者から多くの御意見をいただきました。



車座ふるさとトークの様子



トーク後の記念撮影

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「広報報道」の中の「[車座ふるさとトーク](#)」にアクセスしてください。

(6) NISA口座の利用状況に関する調査結果の公表について

金融庁では、NISA（少額投資非課税制度）について、今般、「NISA口座の開設・利用状況調査」を実施し、6月10日、その結果について公表しました。

【調査結果の概要】

- 総口座数（平成27年3月31日現在）は、879万1,741口座
 - ・昨年末（平成26年12月31日）から、約54万口座、6.5%増加
 - ・年代別の内訳の割合は、20～30歳代13.3%、60歳代以上55.7%
- 総買付額（制度導入時点～平成27年3月31日）は、4兆4,109億8,051万円
 - ・昨年末（平成26年12月31日）から、約1兆4,340億円、48.2%増加
 - ・商品別の内訳の割合は、上場株式31.7%、投資信託66.1%、ETF1.3%、REIT0.9%
 - ・年代別の内訳の割合は、20～30歳代10.2%、60歳代以上61.0%

NISAは、広く国民のみなさまに投資への関心を持っていただき、長期的視点からの資産形成を促進していくとともに、成長資金の供給拡大を図り、日本の経済成長につなげることを目的として、平成26年1月から導入されました。

こうした中、制度導入から1年3ヵ月で、NISAの総口座数は約879万件となり、総買付額は4兆円を上回るなど、NISAの普及は着実に進んでいると考えられます。

NISAの口座を開設した顧客の年齢層を見ると、依然として、60歳代以上の割合が約6割を占めていますが、制度開始後の1年3ヶ月間において、20～40歳代の若年層の口座数は倍増

しており、徐々に若年層の比率が高まってきています。この背景には、制度導入当初にまずは既存投資家による開設が積極的に行われたところ、こうした流れが一服し、これまで投資に親しみがなかったと考えられる若年層の利用が徐々に拡大していることが考えられます。

(※制度導入時点からの口座数の増加率：20～40歳代 136.1%、60歳代以上 57.0%)

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「NISA（少額投資非課税制度）が始まりました！」から「[NISA口座の利用状況に関する調査結果の公表について](#)」にアクセスしてください。

(7)「金融検査結果事例集」の公表について

金融庁は、平成 27 年 6 月 26 日に、「金融検査結果事例集」を公表しました。

金融庁は、平成 17 年以降、金融機関が内部管理態勢の整備を行う上で参考となるよう、金融検査（オンサイト・モニタリング）において認められた事例を定期的に取りまとめ、金融検査結果事例集として公表してきています。

今般、今事務年度行ったオンサイト・モニタリングの結果（個別の指摘事例等）について、現状においても引き続き有用と思われる既存事例とともに整理し、新たな金融検査結果事例集として策定・公表することといたしました。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「広報報道」の中の「報道発表資料」から「[「金融検査結果事例集」の公表について](#)」（平成 27 年 6 月 26 日）にアクセスしてください。

皆さんご注意ください！ & 情報提供のお願い

(1) その「もうけ話」、大丈夫ですか？ 詐欺的な投資勧誘にご注意を！

「未公開株」や「ファンド」取引に関する詐欺的な投資勧誘が多発しています。くれぐれもご注意ください！

実際に投資を行うかどうかの判断は、取引内容を十分に理解した上で行うことが重要です。少しでも不審に思った場合には、取引を見合わせることを含めて、慎重に対応することをお勧めします。

「未公開株」や「私募債」の取引に関するご注意

一般的に、幅広い投資家に「未公開株」や「私募債」の取引の勧誘が行われることは、考えられません。



- こうした取引の勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関与しないようにしてください。

金融庁や証券取引等監視委員会の職員を装った投資勧誘等に関するご注意

金融庁や証券取引等監視委員会の職員が、電話等により、投資に関して情報提供やアドバイスをすることや、民間の業者等に対する投資に関与することは一切ありません。



- こうした取引の勧誘は、いわゆる劇場型の投資詐欺等であり、絶対に関与しないようにしてください。

「ファンド（組合など）取引に関するご注意

法律上、幅広い投資家に対して、組合などファンドへの出資の勧誘を行えるのは、金融庁（財務局）の登録・届出を受けた業者に限られます。



- これ以外の者が勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関与しないようにしてください。
- ただし、登録や届出を行っている業者についても、金融庁・財務局が、その業者の信用力等を保証するものではありません。登録業者等からファンドへの出資の勧誘等を受けた場合でも、その業者の信用力を慎重に見極めるとともに、取引内容を十分に理解した上で、投資を行うかどうかの判断をすることが重要です。

◎ 金融庁ウェブサイトでは、より詳しい情報や、勧誘を行う業者が金融庁（財務局）の登録を受けているかを確認できます。

↓
[免許・許可・登録等を受けている業者一覧](#)（金融庁ウェブサイト）

◎ なお、金融庁（財務局）の登録を受けている業者であっても、

- ・その信用力などが保証されているものではありません。
- ・「元本保証」「絶対に儲かる」などと説明して勧誘することは、禁じられています。
- ・詳細は下記ウェブサイトにアクセスしてください。

↓
[詐欺的な投資勧誘等にご注意ください！](#)（金融庁ウェブサイト）

不審な勧誘を受けた場合には、金融庁金融サービス利用者相談室に情報をご提供下さい。

◆金融庁金融サービス利用者相談室（受付時間：平日 10 時～17 時）

電話（ナビダイヤル）：0570-016811

※ I P 電話からは、03-5251-6811 におかけください。

F A X : 03-3506-6699

(2) 皆様からの情報提供が市場を守ります！

(イ) 情報提供窓口

[証券取引等監視委員会](#)では、資料・情報収集の一環として、広く一般の皆様から、「相場操縦」や「内部者取引」、「風説の流布」といった個別銘柄に関する情報、「有価証券報告書等の虚偽記載」や「疑わしいファイナンス」といった発行体に関する情報、「金融商品取引業者による不正行為等」に関する情報、「疑わしい金融商品・ファンドなどの募集」に関する情報など、市場において不正が疑われるような情報の提供を電話や郵送、F A X、インターネット等により受け付けています。寄せられた情報は、各種調査・検査や日常的な市場監視を行う場合の有用な情報として活用しています。

(注) 個別のトラブル処理・調査等の依頼につきましては対応していませんので、ご了承ください。

◆証券取引等監視委員会 情報提供窓口

<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

直 通：0570-00-3581（ナビダイヤル）

※ I P 電話等からは、03-3581-9909におかけください。

代 表：03-3506-6000（内線3091、3093）

F A X : 03-5251-2136

郵送（共通）：〒100-8922

東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館

(ロ) 年金運用ホットライン

平成 24 年 4 月より、年金運用の分野に関し、実名で情報提供いただける方を対象とする専用の窓口（年金運用ホットライン）を設置し、投資運用業者による疑わしい運用等の情報等、幅広い情報の収集に努めています。特に詳細な情報提供を頂ける場合、「年金運用の専門家」が対応いたします。これら専用の窓口も、是非ご利用下さい。

◆証券取引等監視委員会 年金運用ホットライン

<http://www.fsa.go.jp/sesc/support/pension.htm>

直 通：03-3506-6627

電子メール：pension-hotline@fsa.go.jp

(ハ) 公益通報・相談窓口

公益通報者保護法の公益通報に関する専用の窓口を設置し、電話による相談の対応も行っています。

◆証券取引等監視委員会 公益通報・相談窓口

<http://www.fsa.go.jp/sesc/koueki/koueki.htm>

直 通：03-3581-9854

FAX：03-5251-2198

電子メール：koueki-tsuho.sesc@fsa.go.jp

金融庁ウェブサイトの中でアクセス数の多いページ

このコーナーは、平成 27 年 6 月の「報道発表」から特にアクセス数の多かったページを掲載しています（多い順）。なお、過去のアクセス数の多いページをご覧になりたい方は、金融庁ウェブサイトの[アクセス数の多いページ（過去の情報等）](#)にアクセスしてください。

- [免許・許可・登録等を受けている業者一覧](#)
- [ウリィ銀行東京支店に対する行政処分について](#)
- [「平成 26 年改正保険業法（2 年以内施行）に係る政府令・監督指針案」に対するパブリックコメントの結果等について](#)
- [金融モニタリング情報収集窓口](#)
- [生命保険会社の合併について](#)
- [監査法人の処分について](#)
- [日本年金機構の個人情報流出に伴う不正の防止についての要請](#)
- [無登録で金融商品取引業を行う者の名称等について](#)
- [預金口座開設の勧誘に関する注意喚起について](#)
- [「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」及び「金融商品取引法等に関する留意事項について」（金融商品取引法等ガイドライン）の一部改正（案）の公表について](#)

お知らせ

(1) 中小企業等金融円滑化相談窓口

各財務局・財務事務所に中小企業等金融円滑化相談窓口を設置しました。どうぞご遠慮なく、ご相談ください。

- 以下のような点について、ご質問・ご相談等はありませんか。
 1. 中小企業金融円滑化法の期限到来後における金融機関や金融庁・財務局の対応
 2. 借入れや返済について、取引金融機関との間でお困りのこと
 3. 経営改善や事業再生に関する中小企業支援策の内容
- 各財務局・財務事務所の担当職員が、皆様のさまざまなご質問やご相談等にお答えいたします。また、助言等も積極的に行います。
- ご相談内容に応じて専門の機関をご紹介します。
《受付時間》
平日 9 時～16 時

※お問い合わせ先については、「[ご相談は財務局・財務事務所の金融円滑化窓口へ！～中小企業等金融円滑化相談窓口のご案内～](#)」にアクセスしてください。

(2) 東日本大震災関連情報

金融庁では、引き続き、以下を窓口として「東日本大震災関連情報」を提供しています。

◆金融庁ウェブサイト

「東日本大震災関連情報」

(URL: <http://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103.html>)

「金融機関等の相談窓口一覧」

(URL: <http://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103/20110325-1.html>)

◆金融庁携帯サイト

「★東日本大震災関連情報」

(URL : <http://www.fsa.go.jp/m/quake/jishin.html>)



(3) メール配信サービスのお知らせ

金融庁、証券取引等監視委員会、公認会計士・監査審査会の各ウェブサイトでは、メール配信サービス（日本語版・英語版）を行っています。

メールアドレスを登録していただきますと、

- 金融庁からは、毎月発行しているアクセスFSAや、日々発表される各種報道発表など、
- 証券取引等監視委員会からは、証券取引等監視委員会ウェブサイトの新着情報や、証券取引等監視委員会の問題意識等のメッセージなど、
- 公認会計士・監査審査会からは、公認会計士・監査審査会ウェブサイトの新着情報などが、登録いただいたメールアドレスに配信されます。

御希望の方は、この機会に下記からアクセスして登録してください！

	日本語版	英語版
金融庁	<u>「新着情報メール配信サービス」</u>	<u>Subscribing to E-mail Information Service</u>
証券取引等監視委員会	<u>「メールマガジン配信サービス」</u>	<u>Subscribing to E-mail Information Service</u>
公認会計士・監査審査会	<u>「新着情報メール配信サービス」</u>	<u>Subscribing to E-mail Information Service</u>

